



平成 25 年 11 月 1 日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

本日の証券取引等監視委員会による勧告について

本日、証券取引等監視委員会（以下「監視委」）により、平成22年3月に当社子会社の株式会社ウェッジホールディングス（ウェッジ社）が転換社債の引受などを行うと公表した行為につき、概要、株価つり上げのため虚偽の内容を含む公表を行うなどしたとして、ウェッジ社ならびに当社の取締役であった個人に対し、金融商品取引法違反（偽計）の疑いで40億9605万円の課徴金納付命令を出すよう金融庁に勧告したとの公表がなされました。

当社に対しまして株主様等からいくつかご質問を頂いておりますので、ここに集約してご報告させていただきます。

①当該勧告についての当社の見解はどのようなものか？

当社といたしましては、監視委等から一切の連絡、通知、調査等を受けておりません。このような勧告がなされる場合、当社及びウェッジへの聴聞は不可避であると考えられることから、そのような連絡等がないままこのような勧告が行われたことは極めて遺憾です。また、当該転換社債についてはウェッジ社の業績報告等において報告した通り、投資収益ならびに事業拡張を獲得しており、勧告にある監視委の認定している内容は事実と異なると考えております。

②当該転換社債引受は適法に行われたのか？

当該転換社債の引けは適法に行われております。勧告では「転換権等の行使による株式の取得や、・・・受取利息等の投資収益の増加は見込めず、」と、ウェッジ社の開示が虚偽であったとされております。しかしながらウェッジ社の業績報告等において報告しております通り、ウェッジ社は当該転換社債から利息収入を獲得し、その後、償還資金を原資の一部としてホテル保有会社の持分を取得して事業領域の拡大に成功しております。従いまして、ウェッジ社の業績報告等に報告した通りに実現しており、虚偽の内容を含むものではありません。

なお、当該ホテルの保有によるその後の事業は成功して進捗しており、その内容はウェッジ社において既にお知らせしております通りです。

<http://www.wedge-hd.com/IR/irnews/2013/i20130830.html>

③当該課徴金を当社が払うことになるのか？

勧告によれば、課徴金納付命令対象者は個人とのことであり、当社は課徴金納付命令対象者ではありません。また当該課徴金納付命令対象者の課徴金を当社が支払うということはありません。

そもそも勧告自体、根拠のないものであると考えておりますので、上記勧告は金融庁の審判手続等において否定されるものと考えます。また、課徴金納付命令対象者とされた個人に協力し、その後の金融庁における審判ならびに裁判において、ウェッジ社の取引等が開示の通り適切であったことなどを証明してまいります。

以上、主要な論点は上記のようになっておりますので、お知らせいたします。

当社といたしましては、今後とも、中期事業計画の実現に向け業績伸張、企業価値向上を目指して邁進して参りますので、本件につきましても何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上